

令和6年度

# 能代市交通安全実施計画

能代市交通安全対策協議会

# まえがき

この交通安全実施計画は、能代市における国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、秋田県山本地域振興局、能代警察署、能代市等の関係機関や交通安全協会、民間団体の皆様方が、令和6年度中に実施する交通安全に関する主な活動の内容を掲載したものです。

## 目 次

第1	交通安全運動の推進	1
第2	交通安全運動の推進機関・団体	2
第3	交通安全運動の主な推進内容	3～11
第4	被害者支援	12
第5	救助・救急活動の充実	12

## 第1 交通安全運動の推進

### 【運動の目的】

市民一人ひとりに交通安全思想の普及と交通ルールとマナーの向上を図り、交通死亡事故ゼロを目指して、関係機関、団体で交通安全運動を実施します。

### 【運動のスローガン】

「急がずに マナーとゆとりで 交通安全」

### 【運動の重点推進事項】

- ① 子供と高齢者の交通事故防止 ～歩行者ファースト意識の浸透～
- ② 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転等の危険運転の防止

### 【季別の交通安全運動】

	運 動 の 名 称	実 施 期 間
1	春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
2	夏の交通安全運動	7月11日～7月20日
3	秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
4	年末の交通安全運動	12月11日～12月20日

### 【年間運動等（強調期間）】

	運 動 の 名 称	強 調 期 間
1	高齢者交通事故防止県民運動（年間）	
2	自転車の安全利用推進運動（年間）	4月1日～5月31日
3	シートベルト・チャイルドシート着用推進運動（年間）	7月1日～7月31日
4	飲酒運転追放県民運動（年間）	8月1日～8月31日 12月1日～12月31日
5	4時からライト&ピカッと反射材運動（期間運動）	10月1日～11月30日

## 第2 交通安全運動の推進機関・団体（順不同）

番号	各関係機関・団体名
1	能代市
2	能代警察署
3	能代地区交通安全協会
4	国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
5	秋田県山本地域振興局
6	能代山本地区安全運転管理者協会
7	能代山本地区事業主交通安全推進協議会
8	能代地区地域交通安全活動推進委員協議会
9	能代市交通指導隊
10	東日本旅客鉄道株式会社 東能代駅
11	秋北バス株式会社 能代営業所
12	秋田県ハイヤー協会 能代山本支部
13	(社) 秋田県トラック協会 能代山本支部
14	能代山本自家用自動車協会
15	秋田県自動車整備振興会 能代山本支部
16	能代山本広域市町村圏組合 消防本部
17	能代市校長会
18	能代市私立幼稚園協会
19	能代市自治会連合協議会
20	能代市老人クラブ連合会
21	ふたつい女性連合会
22	能代飲食業組合
23	能代市食堂組合
24	二ツ井・藤里地区料飲組合

### 第3 交通安全運動の主な推進内容（順不同）

#### 能代市交通安全対策協議会

①事業名：春と秋の全国交通安全運動出発式及び交通安全パレードの実施

実施期間：春4月5日（金） 秋9月20日（金）

内容：春と秋の全国交通安全運動を実施する当たり、関係機関・団体等が一堂に参集して、出発式および交通安全パレードを実施する。

※能代市交通安全対策協議会の主催、能代警察署、能代地区交通安全協会と共催

②事業名：年末の交通安全運動及び飲酒運転追放県民運動

実施期間：12月11日～20日のうち1日

内容：年末年始の飲酒運転の追放及び風俗浄化に向けて、能代市内の飲食店を訪問し、パンフレット等を配布する（新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では実施内容を検討する）。

※能代市交通安全対策協議会の主催、能代警察署、能代地区交通安全協会、能代山本地区安全運転管理者協会、能代市交通指導隊、能代市防犯協会、能代市防犯指導隊、暴力追放推進委員、少年指導委員、食堂組合、飲食業組合と共催

#### 各団体共通

各団体の日頃の業務や活動の中において、認知症等で徘徊していると思われる歩行者や道路上で危険な行動をとっている者を発見したときは、110番通報する等により、交通事故防止につなげていく。

#### (1) 能代警察署

①事業名：子供と高齢者に重点を置いた交通安全の確保

実施時期：通年

内容：通学路周辺におけるパトロール活動を推進し、児童生徒の交通安全を確保する。  
交通安全教育機器等を活用した参加・体験・実践型交通安全教育を推進するほか、高齢者安全・安心アドバイザーが高齢者宅を訪問し、交通事故防止等の呼び掛けを実施する。

②事業名：横断歩道における「歩行者ファースト」意識の浸透

実施時期：通年

内容：「歩行者ファースト」意識を浸透させるための、交通安全教育及びパトロール活動を実施する。

③事業名：自転車利用者に対する交通ルールの周知と安全利用対策の推進

実施時期：通年

内容：自転車利用者に対し、交通安全教育及びパトロール活動を強化するほか、すべての自転車利用者に対するヘルメット着用の促進を図る。

④事業名：全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底  
実施時期：通年

内 容：全ての座席のシートベルト着用に関する広報啓発・交通安全教育を推進するほか、幼稚園等における保護者等を対象としたチャイルドシートの正しい使用に関する指導を実施する。

⑤事業名：交通事故防止のための交通安全教育と各種対策の推進

実施時期：通年

内 容：幹線道路におけるパトロール活動を強化するほか、関係機関・団体等との連携による効果的な交通安全教育・各種施策等を推進し、地域住民に交通ルールの遵守と交通マナーの普及を図る。

## (2) 国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所

①事業名：交通安全のPR

実施時期：随時

内 容：広報、ポスター、チラシなどにより交通安全のPRを行う。

②事業名：交通安全に関する広報活動等の実施

実施時期：8月1日～31日

内 容：道路ふれあい月間内に交通安全に関する啓蒙、広報活動等を実施する。

③事業名：特殊車両、過積載の取締り・指導

実施時期：随時

内 容：特殊車両や過積載車両等の違反通行の取締り、指導、広報により交通安全の確保、道路の保全を図る。

④事業名：通学路合同点検及び通学路安全推進会議

実施時期：5月～7月

内 容：通学路における安全を確保するため、特に対策が必要な箇所に対し、学校、教育委員会及び関係機関等の連携による通学路の安全点検や安全対策の検討を行う。

## (3) 秋田県山本地域振興局

事業名：季別の交通安全運動

実施時期：季別の運動期間中

内 容：季別の交通安全運動の実施期間中に、幟旗の設置や庁内放送による交通事故防止の呼び掛けを実施する。

#### (4) 能代市

- ①事業名：春と秋の全国交通安全運動期間中の市職員ボランティアによる街頭指導  
実施期間：春4月6日～15日 秋9月21日～30日  
内 容：春と秋の全国交通安全運動実施期間中（土・日曜日、祝日を除く）に、能代地区5箇所及び二ツ井地区1箇所の計6箇所で、市職員による交通安全の街頭指導を実施する。
- ②事業名：交通安全の黄色帽子等の配布  
実施期間：3月中  
内 容：新入学児童の交通安全を確保するとともに、交通安全の知識を普及向上させるため、全新入学児童に対し、交通安全の黄色帽子とチラシを配布する。

#### (5) 能代市交通指導隊

- ①事業名：交通事故死ゼロを目指す日の交通安全啓発活動  
実施期間：春4月10日 秋9月30日  
内 容：能代山本地区交通指導隊連合会主催で、能代山本の各地区において、同日一斉に交通安全啓発活動を実施する。
- ②事業名：小・中学校の交通安全教室の実施  
実施期間：4月～5月  
内 容：市内各小・中学校で実施する交通安全教室において、交通安全教育を実施し、交通事故防止に努める。
- ③事業名：シートベルト・チャイルドシート着用推進運動  
実施期間：7月中  
内 容：交通事故から命を守り、負傷の被害を軽減するシートベルト・チャイルドシートの着用強調期間である7月中に、街頭指導や広報活動等を実施する。
- ④事業名：4時からライト&ピカッと反射材運動  
実施期間：10月～11月中  
内 容：10月1日から11月30日までの運動期間中に、午後4時を目安にした自動車等の早めのライト点灯を推進するため、街頭指導や広報活動等を実施する。また、高齢者や自転車利用者の交通事故防止を図るため、反射材用品の利用を促進するなどの街頭指導や広報活動等を実施する。
- ⑤事業名：交通安全広報活動の実施  
実施期間：通年  
内 容：交通指導車による週3回の巡回パトロールを実施するとともに、交通安全を呼び掛ける音声を流して、交通安全の広報活動を実施する。

## (6) 能代地区交通安全協会

### ①事業名：季別の交通安全運動

実施期間：交通安全運動実施期間中

内容：季別の（全国）交通安全運動期間中を中心に、支部（48支部）は独自活動として地元自治会や老人クラブと連携して交通安全と交通事故防止対策を推進する。

### ②事業名：交通安全・事故防止事業の推進（協会及び専門部事業）

実施期間：交通安全運動実施期間中

内容：協会の継続事業として青年部女性部研修大会、体験型高齢者交通安全講習会などに取り組むほか、専門部事業として中学生対象の自転車安全利用の交通安全教室、その他の事業を実施し、交通安全・事故防止対策を推進する。

### ③事業名：広報活動の推進

実施期間：通年

内容：地元紙（北羽新聞）に季別の交通安全運動方針を掲載して広く交通安全・事故防止を呼びかけるとともに、警察署窓口等に「安協コーナー」を設置し活動例を紹介し、効果的な広報活動を実施する。

### ④事業名：交通安全運動への積極的参加

実施期間：交通安全運動実施期間中

内容：行政・機関、他団体が主催する事業には可能な限り要請に応じて参加する。

## (7) 能代山本地区事業主交通安全推進協議会・能代山本地区安全運転管理者協会

### ①事業名：無違反コンクールの実施

実施時期：8月～11月

内容：能代山本地区安全運転管理者選任事業所を対象に、職域の適正な安全管理に資するとともに、社員・職員の交通ルール遵法精神の高揚と職域全体の交通事故防止啓発を図ることを目的に実施するもの。（各事業所からチーム編成・グループ毎の参加）  
昨年は、56事業所89チーム747人参加。

### ②事業名：事業主・安管協会合同役員会の開催

実施時期：9月上旬、11月下旬、2月下旬

内容：春・秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全運動の実施に向けて、事業主会・安管協会役員が合同会議を開催、同運動の具体的な行事等の取組を協議するもの。  
春運動：4/6～15 秋運動：9/21～30 他運動は従前どおりの実施。

### ③事業名：安全運転管理者の法定講習会の開催

実施時期：（未定）

内容：安全運転管理者等を対象にした法定講習会を開催し、責務の重要性・運転管理業務等の強化を図る。昨年は、9月7日に開催。



④事業名：若年運転者の交通安全体験型講習会の開催

実施時期：9月下旬

内容：若年運転者の交通事故防止を図るため、秋の全国交通安全運動の行事の一環として、安管選任事業所から約20人が動員、自働車学校において、同校の講師が同乗して市内走行テスト・シミュレーション体験等を実施、交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を図るもの。

⑤事業名：事業主・安全運転管理者研修会の開催

実施時期：11月下旬

内容：事業主・安全運転管理者としての責務の重要性・運転管理の強化及び安全運転管理者間相互の交流を図るため開催するもの。

## (8) 能代地区地域交通安全活動推進委員協議会

①事業名：中学生・高校生に対する自転車マナーアップ指導の実施

実施時期：通年（降雪期を除く）

内容：管内の中学・高校の通学路において、自転車通学の生徒に対して、チラシ配布や声掛けにより、走行ルールの周知、マナーアップを図る。

②事業名：高齢者・小学生等の通行の安全を確保するための運動の推進

実施時期：通年

内容：高齢者・小学生、その他通行に支障のある者の通行の安全を確保し、住民の理解を深めるための活動を推進する。

③事業名：交通安全運動期間中における高齢者及び小学生等に対する交通安全指導の実施

実施時期：春、秋

内容：交通安全運動期間中、管内の高齢者及び小学生児童に対し、歩行や自転車走行ルールについて指導するとともに、挨拶・呼び掛ける等交通安全指導を実施する。

## (9) 東日本旅客鉄道株式会社 東能代駅

①事業名：踏切事故防止訓練会

実施時期：4月12日

内容：春の全国交通安全運動に併せ、踏切事故ゼロを目指し能代駅北部方の「山王門前踏切」において、踏切事故撲滅に向けた取り組み（踏切脱出訓練、非常ボタン操作訓練）を実施する。

②事業名：4種踏切の啓蒙活動

実施時期：12月3日

内容：踏切事故撲滅を目的に、4種踏切（遮断棒・警報機柱の無い踏切）の近くにある能代市立第五小学校へ呼びかけ、グッズ配付を実施する。

## (10) 秋北バス株式会社 能代営業所

①事業名：交通安全のぼり旗の掲揚

実施時期：季別の運動期間中

内容：能代営業所、バスステーション、二ツ井操車場でのぼりを掲揚する。

②事業名：交通安全教室の実施

実施時期：4月頃

内容：バスの内輪差、巻き込みについて  
バスの死角について  
バスの乗降方法と乗車体験

## (11) 秋田県自動車整備振興会 能代山本支部

①事業名：街頭車輛検査

実施時期：4月、9月

内容：能代市浅内の国道7号で、秋田運輸支局等共催による街頭車輛検査を実施する。

②事業名：点検フェア

実施期間：9月～10月

内容：点検整備推進運動期間中に道の駅などで車輛点検を実施する。

③事業名：不正改造車排除強化月間

実施期間：6月

内容：不正改造を「しない」「させない」ための啓発活動への協力。

## (12) 能代山本自家用自動車協会

事業名：広報による啓蒙活動の実施

実施時期：季別の交通安全運動実施期間中

内容：交通安全のチラシ配布と看板等の掲出を行う。

## (13) (社)秋田県トラック協会 能代山本支部

事業名：春と秋の全国交通安全運動期間に支部会員による街頭指導

実施時期：4月中旬、9月下旬

内容：能代南インター下（浅内交差点付近）で午前7時30分～8時00分まで支部会員及び能代警察署の協力による交通安全街頭指導を実施する。

## (14) 秋田県ハイヤー協会 能代山本支部

①事業名：乗務開始前点呼、乗務終了後点呼

実施時期：毎日

内容：アルコールチェックと血圧測定及び睡眠時間睡眠の質の申告、既往歴と服薬の申告から体調の状態を把握し乗務時の体調悪化による事故を防止する。

②事業名：定期乗務員教育

実施時期：毎月

内 容：健康管理に関する事故防止教育あるいはドライブレコーダー情報を活用するなどの事故防止の運転者教育を行う。

③事業名：適性診断の受診

実施時期：不定期

内 容：独立行政法人自動車事故対策機構の適性診断結果をもとに運転適性に応じた安全運転指導を行う。

④事業名：春秋の全国交通安全運動

実施時期：春秋

内 容：「過労運転防止」「通学路」「信号のない横断歩道」など重点項目を設定し注意喚起を推し進める。

⑤事業名：年末年始総点検

実施時期：年末年始

内 容：事故防止対策の実施状況の点検及び見直し。

## (15) 能代市自治会連合協議会

①事業名：高齢者と子供の交通事故防止

実施時期：通年

内 容：各種会議等での啓発や情報提供を行い、自治会での見守り活動の推進に努める。

②事業名：飲酒運転の根絶

実施時期：通年

内 容：各種会議等での啓発や情報提供などを実施し、関係団体との連携を図りながら啓発活動に努める。

## (16) 能代山本広域市町村圏組合 消防本部

①事業名：交通安全の推進

実施時期：毎日

内 容：職員の勤務交代時、「交通安全標語」を呼称する。また、交通安全の幟を掲出する。職員の出勤時、酒気帯びの有無の確認と記録の保存。

②事業名：緊急自動車安全運転技能講習

実施時期：月1回以上

内 容：若年機関員の教養と技術向上並びに、機関員及び機関員の認定を受けようとする職員を対象に緊急自動車の運行に対する認識を再確認するとともに、運転技術向上を図る。

③事業名：走行技能訓練

実施時期：毎週1回以上

内容：機関員を中心に消防車両の運転を実施し、それぞれの車両の特性や操作方法を確認すると共に、他の職員は車両の誘導を実施、運転技術と車両誘導技術の向上を図る。

④事業名：無違反コンクールへの参加

実施時期：8月～11月

内容：毎年参加している安全運転管理者選任事業所無違反コンクールに引き続き参加し、職場全体で無事故無違反に努める。

⑤事業名：交通安全体験型講習会への参加

実施時期：9月予定

内容：安全運転管理者協会が主催する若年運転者の交通安全体験型講習会に参加し、若年職員の運転マナー向上と交通事故の未然防止に努める。

## (17) 能代市校長会

①事業名：春の交通安全街頭指導

実施時期：4月上旬～（1週間程度）

内容：新年度が開始される時期や春の全国交通安全運動に合わせ、学校の職員や保護者が地区の交通安全指導員や民生児童委員と共に街頭指導を行う。

②事業名：交通安全教室

実施時期：4～5月

内容：小・中学生を対象に、各学校ごとに能代警察署の方からの講話や実技指導を行う。

③事業名：自転車教室

実施時期：4～5月

内容：主に小学校3年生を対象に、能代警察署の方などに講師の依頼をし、各小学校ごとに自転車の乗車指導を行う。

④事業名：秋の交通安全街頭指導

実施時期：9月下旬～（5日間程度）

内容：秋の全国交通安全運動に合わせ、学校ごとに地区の交通安全指導員や民生児童委員の協力を得て街頭指導を行う。

## (18) 能代市老人クラブ連合会

①事業名：地域友愛活動の実施

実施時期：通年

内 容：会員による友愛訪問活動で地域と情報交換の場をつくる。  
交通安全教育の啓蒙活動。

②事業名：交通安全諸行事会議への参加

実施時期：通年

内 容：能代市、警察署の各種行事への積極的な参加を促す。  
春、秋の全国交通安全運動出発式・パレードへの参加呼びかけ。

③事業名：能代市老人クラブリーダー研修会の実施

実施時期：2月中旬

内 容：交通事故防止及び振込詐欺、未然防止。警察署員（安全・安心アドバイザー）を講師に、研修会の実施。

④事業名：会報「年輪」の発行

実施時期：3月中旬

内 容：年1回会報を発行し、会員及び関係機関、団体等へ配布。

⑤事業名：きらり能代しなやかサロン

実施期間：通年

内 容：近年多発している自然災害・振り込み詐欺等、このような社会情勢の中で多くの高齢者は、自分の先行きに不安を感じている。地域の高齢者が笑顔で自立した生活を送れるように支援する活動。

## (19) ニツ井・藤里地区料飲組合

事業名：飲酒運転撲滅運動

実施時期：毎年12月1日～1月31日まで

内 容：秋田県飲食業生活衛生同業組合より、ポスター等を作ってください、ニツ井・藤里地区飲料組合の各店舗に掲示して、お客さんには「飲酒後はタクシーや代行運転を利用する様」に徹底する。

## 第4 被害者支援

### 能代市

- ①犯罪や交通事故によって被害を受けた方及び遺族の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立ち、能代山本地区被害者支援連絡協議会、（社）秋田被害者支援センターなどの関係機関や団体と連携を図りながら、被害者のニーズに対応した各種支援活動を推進していく。
- ②交通事故等被害者の様々な相談等に応じられるよう、交通事故相談所、交通事故相談窓口、無料法律相談など多様な相談の対応に努める。  
※山本地域振興局、能代警察署と協力して実施

## 第5 救助・救急活動の充実

### 能代山本広域市町村圏組合 消防本部

- ①救助・救急体制の充実  
交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にするため、救急隊員の専門的知識の向上と技術の習得に努め、救助・救急体制の充実に努める。
- ②救急救命講習の実施  
傷病者の救命率の向上を図るため、市民に対して救急救命講習等（AEDの使用方法的講習等を含む）を実施し、応急手当の実施率の向上を図る。